

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

- 海外法人を悪用し、保険料逃れ
- 保険料削減・保険料逃れ
- One Point

社会保険料と通勤定期代の関係

海外法人を悪用し、保険料逃れ

東京都内のタクシー会社が、香港に設立したダミー会社を悪用し、厚生年金保険料を低く抑えていたことがわかりました。

厚労省によると、タクシー会社は、香港に別法人を設立。そのうえで、従業員は都内の会社から採用された後、香港の会社に転籍し、そこから都内の会社に出向しているという形をとり、両方の会社から給与が支払われていました。

従業員は香港の会社に勤務実態はありませんでした。厚生年金が適用される都内の会社から支払われた給与は、一律 15 万円とされており、この 15 万円のみを社会保険料の算定対象とする「保険料逃れ」の状態になっていました。

厚生労働省は、勤務実態などから、香港の会社から支払われた給与分の保険料も収める必要があると判断し、さかのぼって徴収できる 2 年分の保険料の支払いを同社に求めました。

同社は、この保険料逃れの方法は、「社会保険労務士に提案された」と話しているとのこと。

保険料の節約か、保険料逃れか？

この事件を受け、インターネット等で調べたところ、「合法的に社会保険を削減します」「社会保険料の『節約』」などをうたっている社会保険労務士事務所や税理士事務所が数多く見られました。

社会保険料は毎年 4 月から 6 月までの 3 か月の給与総額を平均した標準報酬月額をもとに算定されることから、「4 月・5 月・6 月は残業や昇給をしない」、といったわりと一般的に知られている手法や、「退職年月日

を末日にするとその月の社会保険料を負担しなければならないので退職日は月末を避ける」といったこと等から、中には今回摘発されたタクシー会社と同様に「給与を 2 か所以上の法人から支給する」といったかなりグレーなスキームまで紹介されていました。

しかしながら、社会保険制度は、支払いに対してリターンがあることを忘れてはいけません。

例えば、老後の厚生年金の年金額や、従業員が病気やケガ等で労務に服することができない場合に支給される傷病手当金など、これらは納めた保険料額によって上下してくる給付です。

法律や制度を試行錯誤して社会保険料を削減した結果、従業員がいざ「給付」を受ける事態が生じたときに、「思っていたよりも金額が少ない」といったトラブルに発展する可能性も否定できません。

社会保険料の削減方法を検討する前に、多様な働き方や労働形態を十分に検討し、労働時間や雇用形態・賃金形態に関わらず優秀な人材を確保する方法を検討したほうが、採用コストの削減や、企業の信頼度の向上など、長期的に見て会社にとってメリットがあるといえるのではないのでしょうか。

One Point 社会保険料と通勤定期代の関係

「社会保険料の削減」について調べていたところ、社会保険料の算定の基礎となる給与額には通勤手当も含まれることから、「社会保険料の算定期間にあたる 4 月から 6 月は通勤手当を支給しない。」といった方法が紹介されているサイトが複数ありました。

いろんな意味で問題がある手法ですが、例えば 3 か月分の通勤定期代を支給した場合、標準報酬月額を、3 か月の通勤定期代を 3 で除して算出された 1 か月あたりの通勤交通費相当分を 4 月から 6 月の給与額に加算して算定されることから、4 月から 6 月以外のタイミングで通勤手当をまとめて支給しても、社会保険料の削減にはなりません。